

二州地域における栄養管理連絡票運用実施要領

1 目的

施設においては、災害時や事故発生時に食事制限や食形態の変更が必要な入所者に対して、迅速かつ適切な対応が実施できるよう、関係者の共通理解と連携を図る必要がある。

そこで、平常時から「栄養管理連絡票」により栄養管理情報を施設間において共有し、咀嚼・嚥下障害、低栄養リスクを有する入所者への迅速かつ適切な対応ができるよう施設間連携を深めることを目的とする。

2 目標

- ・災害時・事故発生時に管理栄養士が、栄養管理情報をもとに、利用者の状態に合った食事提供を行う。
- ・災害時・事故発生時にスムーズに連携できるよう、平常時から栄養管理連絡票を運用し、利用者にあった食事提供を行う。

3 運用対象者

咀嚼・嚥下障害、低栄養リスクを有する者のうち、栄養管理の必要性が高いと考えられる者に対して運用する。

4 栄養管理連絡票の種類と記入要領

下記2種類の栄養管理連絡票があるため、対象者に応じた様式を用い、記入要領に基づき管理栄養士または栄養士が作成する。

① 経口用

② 経腸・経腸経静脈併用用

- ・記入困難な場合は、空欄で構わない。
- ・様式は福井県嶺南振興局二州健康福祉センターホームページからダウンロードできる。
- ・様式は今後変更する可能性がある。

5 留意事項

- ・個人情報観点から、本情報については守秘義務を順守すること。
- ・転所先に管理栄養士が配置されている場合は、原則、管理栄養士あてに送付する。
- ・活用にあたっては、別紙イメージ図のとおり他職種と連携し情報共有に努めること。
- ・二州地域の関係施設において運用を開始するが、管外の施設等への提供も可とする。

6 事務局

事務局は福井県嶺南振興局二州健康福祉センター地域保健課に設置する。

7 附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 30 日から適用する。

栄養管理連絡票の様式(第1版)は、平成 27 年 4 月 30 日から適用する。

栄養管理連絡票の様式(第2版)は、平成 28 年 4 月 30 日から適用する。

栄養管理連絡票によるネットワークのイメージ

